

各位

会 社 名 中 本 パ ッ ク ス 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 河田 淳 (コード番号:7811 東証プライム市場) 問合せ先 総務・経営企画部長 吉田 卓司 (TEL, 06-6762-0431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年4月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年5月 25 日開催予定 の第34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして、変更案のとおり事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることと なりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定として、変更案第 29 条第1項及び第 40 条第1項を設けるものであります。

なお、変更案第29条第1項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 47 条 (剰余金の配当等の決定機関)及び第 48 条 (剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)、第 48 条 (中間配当)及び第 49 条 (剰余金の配当)を削除するものであります。
- (5) その他、上記の変更等に伴う条数及び字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現	行	定	款	Ž	変	更	案			
第1条	(条文省略)			第1条		(現行どおり)				
(目的)				(目的)						
第2条 当会社	は、次の事業を営むこ	とを目的とする) ₀	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。						
1、プラ	スチックフィルム・オ	和洋紙・加工紙	並びに不織布・不	1、プラスチックフィルム・和洋紙・加工紙及び不織布・不織						
	利用した日用雑貨品等			布を利用した各種包装材料・日用雑貨品等の販売						
				2	、∼ 12、	•				
2,~12,	、 (条文省略)									
第3条~第5条	(条文省略)			第3条~	第5条	(現行どおり)				
(自己の株式の耳	取得)_									
第6条 当会社	は、会社法第 165 条第	第 2 項の規定に	より、取締役会の			(削 除)				
決議に	よって同条第 1 項に	定める市場取引	等により自己の株							
式を取る	得することができる。	_								
第7条~第16条	(条文省略)			第6条~	第15条	(現行どおり)				
(株主総会参考	書類等のインターネッ	ト開示)								
第17条 当会社	は、株主総会の招集に	と際し、株主総	会参考書類、事業			(削 除)				
報告、	計算書類および連結	計算書類に記載	または表示をすべ							
き事項	[に係る情報を、法務	省令に定めると	ころにしたがい、							
<u>インタ</u>	ーネットを利用する力	方法で開示するこ	ことができる。							
				_(電子提	供措置等)					
	(新	設)		第16条	当会社は、村	株主総会の招集に際し、株	主総会参考書類等の内			
					容である情報	8について、電子提供措置	<u>をとるものとする。</u>			
					2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定める					
					ものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面					
					交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないこと					
					<u>ができる。</u>					
第 18 条~第 29 多	条 (条文省略)			第17条~第28条 (現行どおり)						
(取締役との責任	任限定契約)			(取締役の責任免除)						
第30条	(新 設)			第29条		会社法第 426 条第 1 項の規				
						る取締役(取締役であった				
						去令の限度において、取締	役会の決議によって免			
					除することだ	ができる <u>。</u>				
	、会社法第 427 条第 1			2.		社法第 427 条第 1 項の規定				
執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第 1					務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423					
項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。た					条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで					
	該契約に基づく賠償責	賃任の限度額は沿	5分の定める額と			し、当該契約に基づく賠償	責任の限度額は法令の			
する。					定める額とて	する。				
第31条~第40多	条 (条文省略)				~ <u>第 39 条</u>					
(監査役との責任	任限定契約)_			(監査役の責任免除)						
第41条	(新 設)			第40条	当会社は、	会社法第 426 条第 1 項の規	定により、任務を怠っ			
1					たことによる	る監査役(監査役であった	者を含む。)の損害賠			
					償責任を、治	去令の限度において、取締	役会の決議によって免			
					除することだ	ができる。_				

現	行	定	款	3	変	更	案
で、同法だ することを 額は法令の 第 42 条〜第 47 条 (中間配当)	会社法第 427 条第 第 423 条第 1 項の損 ができる。ただし、 の定める額とする。 (条文省略) は、取締役会の決議	害賠償責任を限 当該契約に基づ	定する契約を締結 く賠償責任の限度		間で、同法第4 締結することが	できる。ただし、当該 の定める額とする。	定により、監査役との 計責任を限定する契約を 対象に基づく賠償責任
の株主名 中間配当 (剰余金の配当)	3簿に記録された株 当を行うことができ。 -	主または登録株3 る。	式質権者に対し、				
	の配当は、毎事業年 录された株主または			(剰余金	の配当等の決定	(削 除) <u>後関)</u>	
	(新	設)			る事項について	は、法令に別段の定め よって定めることがて	59 条第 1 項各号に定め ののある場合を除き、取 きさる。
	(新	設)		2.	当会社の中間配	当の基準日は、毎年 2 当の基準日は、毎年 8 基準日を定めて剰余金	
<u>第50条</u>	(条文省略)			第49条		(現行どおり)	
	(新	設)		(附則) (株主総	会資料の電子提供	共に関する経過措置)	
	(新	設)		2.	の削除およびた 2022年9月1日 前項の規定にか 日を株主総会の (株主総会参考 を有する。 本条の規定は、) は前項の株主	E款第 16 条 (電子提 1から効力を生ずるもの かわらず、2022 年 9 月 0日とする株主総会につ 5書類等のインターネッ 2022 年 9 月 1 日から (ウインターネット開示) 供措置等)の新設は、 ウとする。 1 1 日から 6 ヶ月以内の ついては、定款第 17 条 ット開示)は、なお効力 6 ヶ月を経過した日また を経過した日のいずれか

3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日2022 年 5 月 25 日 (水) (予定)(2) 定款変更の効力発生日2022 年 5 月 25 日 (水) (予定)